

行動計画記載の内容

1. あらゆる分野への参画の促進

(1) 働く場における男女平等参画の促進

① 均等な雇用機会の確保

職場における実質的な男女平等を実現するため、改正男女雇用機会均等法の周知徹底、定着をはかりま
す。具体的には、間接差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱の禁止などについて、労働協約改
定の取組を進めます。

② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備

パート労働者の均等待遇と格差是正の取組

(1)パート労働者の処遇改善、均等待遇のための労働協約の整備に取り組みます。

(2)パートタイム労働者の組合加入の促進に取り組みます。

(2) 社会・地域活動への参画促進

「男女平等参画推進委員会」を設置し、連合東京の「第3次男女平等参画推進計画」(~2013年9月)を策定
するとともに、委員会において2年ごとに進捗管理や見直しを行い、計画を着実に推進します。

(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

① 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現

仕事と生活の調和を図るための各種両立支援制度の更なる充実を図るとともに、男性の育児休業取得促進、
労働時間短縮の取組を進めます。